

コロナ禍における雇用調整助成金等の 対応状況について

- 1 雇用調整助成金(コロナ特例)の概要
- 2 制度の周知・相談等への対応
- 3 迅速支給に向けた取組
- 4 雇用調整助成金（コロナ特例）等の取扱状況 （令和2年10月30日現在）

1 雇用調整助成金（コロナ特例）概要

雇用調整助成金ガイドブック令和2年9月30日版より抜粋

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金特例措置の拡大について

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、4月1日から12月31日までの緊急対応期間と位置付け、感染拡大防止のため、この期間中は全国において、さらなる特例措置を実施いたします。

（緊急対応期間を12月31日まで延長しました）

特例以外の場合の雇用調整助成金	4月1日から12月31日までの期間感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 (3か月10%以上減少)	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上減少)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成 (緊急雇用安定助成金(4/1創設))
助成率 2/3 (中小) 1/2 (大企業)	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わず、雇用を維持している場合、 10/10 (中小)、3/4 (大企業)
日額上限額 8,370円	日額上限額 15,000円
計画届は事前提出	計画届は提出不要
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件 1/20 (中小)、1/15 (大企業)	併せて、休業規模要件を緩和 1/40 (中小)、1/30 (大企業)
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練助成率 2/3 (中小) 1/2 (大企業) 加算額 1,200円	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わず、雇用維持をしている場合、 10/10 (中小)、3/4 (大企業) 加算額 2,400円 (中小)、1,800円 (大企業)
出向期間要件 3ヶ月以上1年以内	緊急対応期間に開始した出向については、出向期間要件 1ヶ月以上1年以内

※赤字は特例による拡大措置 ※特例措置による上限額の引上げ及び中小企業・大企業の助成率の拡充は、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの期間を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象です。

2 制度の周知活動と労働局・ハローワークにおける相談対応

(1) 周知活動

- ・ハローワークでのリーフレット配布、労働局ホームページでのご案内
- ・社会保険労務士会及び金融機関へ周知広報を要請
- ・県内企業へのリーフレット郵送による周知
- ・社会保険労務士向け説明会への講師派遣
- ・団体主催のセミナーへの講師派遣
- ・団体を通じ、県内企業に雇用調整助成金を活用した雇用維持等を要請

(2) 労働局・ハローワークにおける相談対応

- ・労働局では、電話相談ダイヤルを開設し、各ハローワークでは、専用の相談窓口を設置（本省では、コールセンターを設置）
- ・全国で初めて、労働局ホームページにて、制度や申請についての解説動画を掲載
- ・ゴールデンウィーク期間中、特別相談窓口を設置
- ・土・日曜日（閉庁日）においても、申請相談及び受付を実施（5月）
- ・団体主催の相談会への相談員派遣

3 迅速な支給に向けた取組

通常は、審査等のため、申請から支給まで約3ヶ月の期間を要する助成金の支給について、申請から支給まで概ね1ヶ月で行う取組みを実施。

審査体制の整備など迅速支給に向けた取組みを行った結果、10月30日現在においては、概ね約2週間での支給を実現。

4 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金取扱状況

令和2年10月30日現在

	雇用調整助成金	緊急雇用安定助成金
支給申請件数	約13,000件	約3,200件
支給申請事業所数	約3,800事業所	約1,000事業所
支給決定額	約121億円	約5億円